

災害対策と「国家緊急権」に関する会長声明

報道によれば、与党自由民主党は、日本国憲法に緊急事態条項すなわち「国家緊急権」を新設する憲法改正案の国会発議を行う方針を固め、他の複数の政党もこれに同調するとのことである。

そもそも「国家緊急権」とは戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限を言う。自由民主党の憲法改正草案には、98条及び99条において緊急事態宣言という名称で「国家緊急権」が明記されている。

しかし、国家緊急権は、一時的にせよ、行政府への権力集中と国民の人権の制限を図るものであるから、行政府による濫用の危険性が高く、基本的人権の尊重と権力分立を旨とする立憲体制を破壊するものと言わざるをえない。そこで日本国憲法は、あえて国家緊急権の規定を設けていないものであり、非常事態への対処については、厳重な要件を課したうえで、これを法律により整備した。

災害対策についてみれば、国に重大な影響を及ぼすような異常かつ激甚な災害が発生した場合には、内閣総理大臣は、緊急事態を布告し（災害対策基本法105条）、国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、生活必需物資等の授受の制限、価格統制、及び債務支払の延期等を決定することができる（同109条）こととなっているほか、必要に応じて地方公共団体に指示をすることができるにとどまらず（大規模地震対策特別措置法13条1項）、最高指揮監督者として防衛大臣に対して自衛隊の部隊等の派遣を要請することができ（自衛隊法7条、13条）、また、警察庁長官を直接指揮監督して一時的に警察を統制することもできる（警察法72条）。また、都道府県知事の強制権（災害救助法7条～10条）、市町村長の強制権（災害対策基本法59条、60条、63条～65条）など、私人の権利を一定の範囲で制限する規定も設けられている。その他にも緊急事態に対応するための規定は、立憲主義の下、法律で十分に整備されているのであり、諸外国に見られる程度の「国家緊急権」の内容は、我が国では既に法律により精微かつ十分に定められているのである。

今般、与党自由民主党が国家緊急権の議論を具体化させた根拠の1つは、東日本大震

災において政府の初動に不備があったが、その原因は、既存の法制度の不十分さ、権力集中の不足にあるという理屈と思われる。当会は、東日本大震災及びこれに起因する福島第一原子力発電所事故の被災者や被害者救済のため、被災地での法律相談や県内避難者等の支援活動を継続して行ってきたが、その活動を通して得た教訓は、東日本大震災における初動の不備は、法制度の不備や権力集中不足の問題ではなく、防災意識、減災意識の鈍磨、それに起因する防災・減災対策の対策不足であるということである。東日本大震災の教訓を活かすべきは、自然災害に対する事前準備の促進であり、権力集中は方向性を大きく見誤っている。

以上のとおり、災害対策を理由として国家緊急権を憲法上創設することは間違いであり、かつ、災害対策のために国家緊急権を憲法上創設することは、明らかに不要である。

以 上

平成27年5月15日

群馬弁護士会会長 橋 爪 健